

# 伐採及び伐採後の造林届出に必要な書類について

令和5年3月 作成

**※伐採する日の90日前から30日前までに書類を提出してください。**

届出に必要な書類		
	書 類	備 考
1	伐採及び伐採後の造林届出書	<input type="checkbox"/> 各所有者ごとにそれぞれ届出書を作成してください。 <input type="checkbox"/> 所有者が共有名義である場合は、届出人の欄の脇でもかまいませんので、それぞれの住所・氏名をご記入いただき、押印してください。 <input type="checkbox"/> 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
2	届出者の確認書類	<input type="checkbox"/> 個人:氏名・住所がわかる書類(運転免許証など)の写し <input type="checkbox"/> 法人:法人の登記事項証明書などの写し、法人番号が記載された書類
3	案内図	<input type="checkbox"/> 住宅地図等を使用し、伐採する区域を赤で囲んでください。
4	公図の写し	<input type="checkbox"/> 伐採する区域を赤で囲んでください。
5	登記事項証明書(土地) (又は、固定資産税納税通知書の写しでも可)	<input type="checkbox"/> 全部事項証明書 ※他機関の申請で、使用しなければならない場合は、コピーしたものでもかまいません。 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書の所有者(共有名義者も含む)の住所標記が、現住所と異なる場合(住所変更をしていない場合)は、そのつながりがわかる住民票又は戸籍の附票等を添付してください。
6	隣接森林との境界関係書類	<input type="checkbox"/> 主伐を行う場合には、添付が必要です。
7	伐採及び集材に係るチェックリスト及び搬出計画図	<input type="checkbox"/> 主伐を行う場合には、添付が必要です。
8	土地利用計画図	<input type="checkbox"/> 建築行為を伴う場合は、開発指導課に提出した開発許可申請に添付した図面と同じものを提出してください。
9	伐採した木・根等の処分方法等が記載された書面	<input type="checkbox"/> 伐採や施工の際に取得する見積書の写し等。
10	その他必要となる書類等	<input type="checkbox"/> 確認通知書交付申請書 <input type="checkbox"/> 伐採に係る森林の状況報告書(伐採の期間の末日から30日以内) <input type="checkbox"/> 伐採後の造林に係る森林の状況報告書(造林の期間の末日から30日以内) <input type="checkbox"/> 他法令の許認可関係書類(該当する場合のみ)

山林所有者以外が届出する場合		※上記1～8の書類の他に下記の書類を提出してください。
	書 類	備 考
11	委任状	<input type="checkbox"/> 本人(法人等の団体の場合には代表者)の自署による署名又は記名押印をしてください。 <input type="checkbox"/> 所有者が共有名義である場合は、それぞれ必要です。